

令和5年10月10日
商工労働部経営支援課
担 当：枝久保、吉田
電 話：076-225-1525

「賃上げに向けた経営体制強化支援補助金」の公募について

石川県と石川県産業創出支援機構（ISICO）では、原油・原材料価格の高騰に加え、過去最大の最低賃金の引上げが行われる中、それに加えてさらなる賃上げを行い、販路開拓や商品開発等に取り組む中小企業者を支援する「賃上げに向けた経営体制強化支援補助金」を10月10日（火）より公募を開始します。

記

1. 補助制度の概要

補助対象者：石川県内に主たる事業場を有する中小企業者

対 象 要 件：事業場内最低賃金を一定以上引き上げること

対 象 事 業：販路開拓や商品開発等の取り組み

補 助 金 額：上限200万円（補助率1/2）

募 集 期 間：令和5年10月10日（火）～10月31日（火）17時必着

※申請は、ISICOで受付します。詳細は、ISICOホームページ上に掲載する「公募要領」をご確認ください。

2. お問い合わせ先

■（公財）石川県産業創出支援機構

TEL：076-267-5551

■ 石川県 商工労働部 経営支援課 経営支援グループ

TEL：076-225-1525

賃上げに取り組む皆様を応援します！

賃上げに向けた経営体制強化支援補助金のご案内

物価高騰に加えて、過去最大の最低賃金上げが行われる中、それに加えてさらなる賃上げを行い、販路開拓や商品開発等に取り組む中小企業者の皆様を支援します。

★公募期間：令和5年10月10日（火）～10月31日（火）

ISICO 賃上げに向けた経営体制強化支援補助金

検索

申請要件

1. 対象者要件

石川県内に主たる事業場を有する中小企業者

※ただし、小規模事業者は補助対象外

（国の「小規模事業者持続化補助金（賃金引上げ枠）」をご活用ください。）

2. 賃金引上げ要件

事業場内最低賃金を一定以上引き上げること

補助事業終了時点において、事業場内最低賃金が申請時の地域別最低賃金(933円)より

+30円以上であること。なお、申請時の事業場内最低賃金が地域別最低賃金より+30円以上を達成している場合は、申請時点で支給している事業場内最低賃金より+30円以上とする必要があります。

3. 事業計画策定要件

事業計画を策定し、賃金の引上げを行うとともに、**販路開拓**や**商品開発**等に取り組むこと

補助額・補助率

補助上限額 **200**万円

補助率 **1/2**以内

事業計画は、必ず最寄りの商工会・商工会議所の経営指導員に相談のうえ、策定してください。

補助対象経費

本補助事業の実施に必要な経費

➤ 販路開拓費、試作開発費、外注委託費、施設・設備の整備費 等

<ISICO HP>



- 申請は、（公財）石川県産業創出支援機構で受付します。
- 申請後、厳正な審査の上、予算の範囲内で採択者を決定します。公募要領に記載されている審査項目や注意事項をよく確認の上、事業計画を策定してください。

活用イメージ

- 策定した事業計画に基づいて実施する**販路開拓や商品開発等**の取組みに必要な経費が補助対象となります。
- 販路開拓等の取組みとあわせて行う**業務効率化(生産性向上)**の取組みも補助対象となります。

事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

- 繊維製造業が独自開発の合成繊維を活用した自社ブランドを強化するため、**ECサイトの構築及び展示会へ出展**

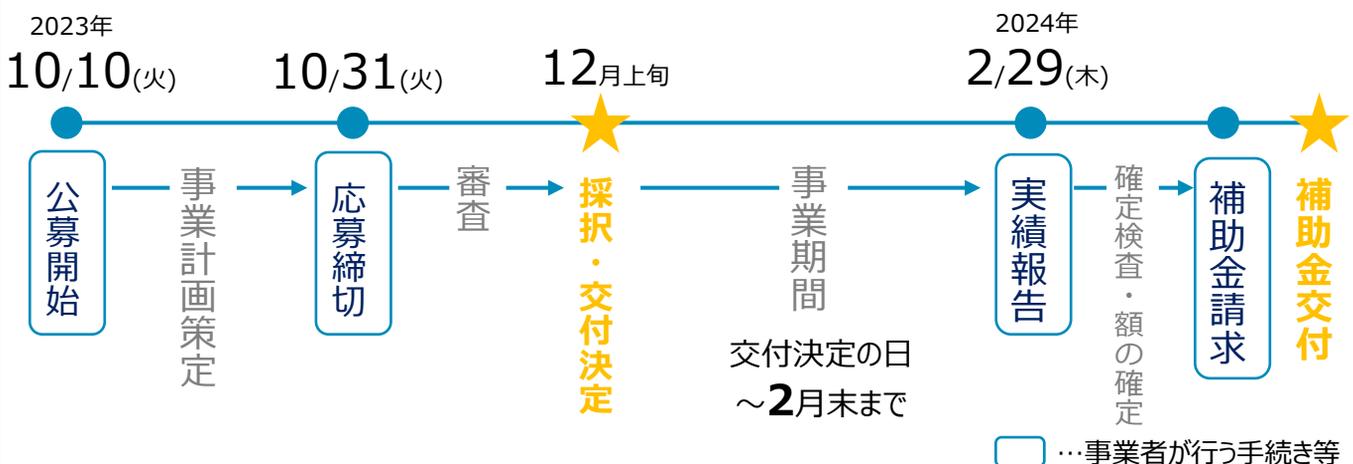
(対象経費：ウェブサイト関連費、展示会等出展費 等)

事例②

- 食料品店(スーパー)が地元食材を活かしたオリジナル惣菜について、首都圏へ販路を拡大するため、**急速冷凍機の導入による冷凍販売及びEC販売を実施**

(対象経費：設備導入費、ウェブサイト関連費 等)

スケジュール(予定)



- ※ 交付決定前に発注済みや支出済みの経費は、**補助対象外**です。
- ※ 補助金の支払いは、補助事業期間終了後、**精算払(後払い)**となります。

お問い合わせ先

- (公財) 石川県産業創出支援機構 成長プロジェクト推進部 : 076-267-5551
- 石川県 商工労働部 経営支援課 経営支援グループ : 076-225-1525